

第4回市島地域市立小学校統合準備委員会次第

日時：R3.11.24（水）19:30～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱の改正について（報告）

4 地域部会（仮称）での協議事項及び今後の進め方について（協議）

⇒協議の終了後、対象校区に分かれ地域部会（仮称）を開催

【地域部会（仮称）】

① 部会長・副部会長の選出

・部会長 _____

・副部会長 _____

② 自由討議『統合の「形態」「時期」「場所」について』

5 地域部会（仮称）の協議結果について（報告・協議）

6 その他

7 次回委員会の日程について

・日 時 月 日（ ）19時30分～

・場 所

8 閉 会

—MEMO—

A series of horizontal dashed lines for writing.

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校（以下「市島地域5小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。
- (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者
- (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者
- (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 準備委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、部会を置くことができる。

2 部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。

3 部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。

(部会の部会長及び副部会長)

第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。

(識見を有する者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校(以下「市島地域5小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校(以下「市島地域5小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>

<p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第7条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(部会の設置)</u></p> <p><u>第7条 準備委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。</u></p> <p><u>3 部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(部会の部会長及び副部会長)</u></p> <p><u>第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</u></p> <p><u>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</u></p> <p><u>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</u></p> <p><u>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(部会の会議)</u></p> <p><u>第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。</u></p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p><u>第10条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</u></p>
---	--

竹田・前山地域部会 名簿

番号	条 項	選出区分	氏 名	所 属 等
1	3条2号	自治会代表	青木 修	竹田地区自治振興会
2	3条2号	自治会代表	余田 義信	前山地区自治振興会
3	3条3号	保護者代表	吉見 祐也	竹田小学校PTA
4	3条3号	保護者代表	山邊 敦	竹田小学校PTA
5	3条3号	保護者代表	井上 直人	前山小学校PTA
6	3条3号	保護者代表	荻野 有希	前山小学校PTA
7	3条4号	保護者代表	足立 三友紀	認定こども園 あいいくの丘
8	3条4号	保護者代表	四方 まどか	認定こども園 あいいくの丘
9	3条5号	教職員代表	蘆田 勤	竹田小学校
10	3条5号	教職員代表	吉見 典彦	前山小学校
11	3条6号	認定こども園関係者	余田 淳子	認定こども園 あいいくの丘 職員

吉見・鴨庄・三輪地域部会 名簿

番号	条 項	選出区分	氏 名	所 属 等
1	3条2号	自治会代表	坂谷 高義	吉見地区自治振興会
2	3条2号	自治会代表	木寺 章	鴨庄地区自治振興会
3	3条2号	自治会代表	淵上 利美	美和地区自治振興会
4	3条3号	保護者代表	由良 英樹	吉見小学校PTA
5	3条3号	保護者代表	加藤 宏生	吉見小学校PTA
6	3条3号	保護者代表	長井 勇人	鴨庄小学校PTA
7	3条3号	保護者代表	高見 忠寿	鴨庄小学校PTA
8	3条3号	保護者代表	足立 幸司	三輪小学校PTA
9	3条3号	保護者代表	淵上 智帆	三輪小学校PTA
10	3条4号	保護者代表	宇佐美 大介	認定こども園 いちじまこども園
11	3条4号	保護者代表	坂谷 幸久	認定こども園 いちじまこども園
12	3条4号	保護者代表	吉井 公乃	認定こども園 いちじまこども園
13	3条5号	教職員代表	足立 圭造	吉見小学校
14	3条5号	教職員代表	内田 順子	鴨庄小学校
15	3条5号	教職員代表	中澤 正樹	三輪小学校
16	3条6号	認定こども園関係者	田野 悟	認定こども園 いちじまこども園 職員

市島地域市立小学校統合準備委員会 地域部会（仮称）での協議事項について

1 今後の協議の進め方について

市島地域市立小学校統合準備委員会では、これまでの協議を進めてきた中で、「早期に統合を行うべき」という声が多く寄せられており、最短でR5の統合を目指すこととしているが、一部の事項については、R5の統合を実現するためには**年内**に決定する必要があるため、協議の流れとしては、早期の決定が必要な「協議事項①」の協議を行った後に、「協議事項②」の協議を開始することを予定している。

2 協議事項①（R5の統合を実現するためには**年内**に決定する必要あり）

項目	協議内容			
形態	2校	【竹田・前山】【吉見・鴨庄・三輪】	3校	【竹田・前山】【吉見・鴨庄】【三輪】
時期	統合時期をいつにするか。 ⇒最短（R5）の統合を目指すのか。			
場所	統合後の校舎の位置はどこにするのか。			



3 協議事項②

協議項目	協議内容
通学関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通学距離別通学方法の検討（徒歩・スクールバスの利用等） ・通学路の安全対策の検討 ・バスの便数・運行時刻・乗降場所の検討
PTA 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・組織（役員数・部会数等）の検討 ・規約内容の検討 ・財産の持ち寄り額等の検討 ・会費の検討 ・役員選出方法の検討 ・事業計画・予算の検討
校名・校歌・校章	<ul style="list-style-type: none"> ・校名・校歌・校章の検討 ⇒新たに設定する場合はR5の開校は難しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アフタースクールの在り方検討 ・開校・閉校に伴う式典関係の調整

※統合後における学校の教育課程等は、事務局と各学校間で調整を行い、随時、統合準備委員会に報告する。

